

うことを非常に疑うであります。この点に対する大臣の見解と、吉展ちゃん誘拐事件の捜査が一年もかかってまだ犯人がわからぬ。そういう状態ではこの刑法を改正して法定刑を重くしても何ら刑法の目的を達しない、こういうふうに考えますが、警察当局はどういう見解を持つておられるか、ますますこの二つについて承りたい。

○賀屋國務大臣　お答えをいたします。口的刑法かどうかというお説でございますが、刑法上のたてまえとして一つの方針のみでいくと、いうわけにはまいらぬと思います。結果加重等の配慮をする場合もございます。いろいろな角度から考えなければならぬので、犯罪の性質が悪性であれば刑も重くなるということは、私は当然のことだと思ふのであります。裁判官の裁量の範囲を広くする、これも一つのけっこうな御方針だと思いますが、しかしながら、犯罪の性質によりまして、法定刑の定め方——一番重い罪にすることもあるということは、日本ばかりでなくどこの国の法制にもあることになります。いろいろな角度からきめなければならぬわけでございます。最低限をきめます場合には、威嚇でありませんでも、当人、犯罪者が更生遷善するためにも、悪質の犯罪につきましては相当の期間が要るという点もあるわけであります。各種の角度から考えましてきめたわけでございまして、決してこれが一つの方針のみで、威嚇的のみにいくのだという立場ではないのでございます。

それからいわゆる吉展ちゃん事件で捜査が思うようにまいりません。長くいつまでもかかる、まことに遺憾な点

力をあげてやつております。しかし、捜査当局は全
よう、この捜査が早く効果をあげる
ようにむろん考えなければなりません
ん。しかし、それのみによつて悪質な
犯罪を刑を軽くしておくというわけに
はまいらぬのであります。捜査の点か
ら、すべてが集まりまして目的を達す
るわけでございます。これのみによつ
て捜査の欠点を補つていく、さような
考え方ではございませんので、捜査は全
力をつくしてやる、改善すべき点は改
善する、刑の法定刑も適当な程度に
持っていく、こういう考え方でいって
いるわけでございます。決して捜査、
あるいは刑の法律上における範囲、そ
の一方によつて目的を達するという考
え方ではない次第でございます。捜査
も、こういう重大問題につきましては
全力をあげ、もつと効果があがるよう
に努力しなければなりませんし、刑の
法定刑につきましても、犯罪の性質及び
そういうものがひんぱんに行なわれる
現状を考えまして、この程度にすると
いう必要を痛感いたしたわけでござい
ます。いろいろ御議論もございまし
て、中にはこの犯罪の性質から、殺し
た場合には殺人罪の適用があるわけに
なつておりますが、これでなくして、む
しろこの犯罪としてその場合も考えて
いいのじやないかという説も唱える方
もあつたような次第でございまして、
これはいろいろな立場から見まして、
決して重きに過ぎるものじやない、
かのように考えておる次第でございま
す。

この事件の捜査につきましては、当初の捜査につきましても欠陥がございまして、またその後の捜査につきましても、いろいろと欠陥があつたのではないかと思います。われわれとしては、それらの捜査上の欠陥につきましては十分に反省、検討をいたしまして、完璧な捜査体制がしきるよう努めをしてまいりたいと考えております。ただ、かような凶悪犯に対しまして、私どもの考え方としては、その法定刑のいかんにかからず、捜査上の欠陥は欠陥として反省、検討をしていただきたいという考え方でございます。

○坂本委員 本案の提案理由も、法制審議会の刑事法部会の刑事局長の説明も大体同じであります。このすべてを見ましても、犯罪が起ると、捜査が十分でない、だからこれくらいならいいだらうというので、同一の犯罪がどんどん起きてくる。さらに捜査に欠陥がある、捜査によって犯人がわからぬい、こういうのが犯罪がふえる一つの原因になつておると思われる。そういうような犯罪に対して、法定刑だけを重くして、特別な犯罪構成要件の刑法をつくつても、私は犯罪の撲滅はできないと思います。もちろん日本刑法は、憲法上罪刑法定主義をとつておりまして、そして法のもとにおいて処罰することになつておる。その範囲内の刑法の規定は、われわれは了承するわけです。了承しておるその刑法は、先ほど来いろいろ申しましたように、目的刑主義であつてはなく存じております。

義をとった心懶であるし、さらにそのもとににおける日本の刑法であると思う。ですから、犯罪が起きましたならば迅速果敢な捜査によつて、その犯人を検挙して、その犯人についても、かりに犯罪を犯したからといってだけ責めるだけでなく、やはりいろいろの原因その他のいろいろの情勢があるし、さらにもたた犯罪を考えますと、やはりそのときの政治の行き方の悪い点、ことに現在は独立資本によるところの、資本家擁護のための法律、刑法もそういうふうになつておる。そういうふうに刑法の改正もいきつゝある。そして労働争議とかその他の憲法上認められた正しい労働運動に対しても、權力をもつてこれを弾圧しておる。警察当局はそつのはうだけに重点を置くものだから、一般刑法の犯罪の検挙ができるない。その一つのあらわれが、私はこの身のしろ金要求の犯罪となつてあらわれておるのじゃないか、こう思うのです。そういたしましたならば、いかに刑法を新たに改正して、そして重く罰したところで、決してその犯罪の撲滅にはならない。また重くしたものところで、その犯人がわからなかつたら刑法は空文に帰するわけです。ですからまず刑法の規定、いわゆる法定刑と、その法定刑をうまく具体的犯人に適用して、適正公平な判決をくだすからまず刑法の規定、いわゆる法定刑と、その法定刑をうまく具体的犯人が階級的に立つて、公安事件その他に重点を置いていく結果、こういう一般的には、その前提として、迅速果敢な捜査に待たなければならぬ。その捜査が階級的に立つて、公安事件その他にない、こういう結果になつておる。そ

ういうことを考えますと、單に刑法を改正して、そして罪刑法定主義のもとにおける日本刑法の体系をくずす、こういうことになるとと思う。近くまた審議する暴力行為の改正も、やはり同じ経路をたどって、そして幾らでも犯罪をふやしていく、常習犯をふやし、その他の犯罪をふやし、さらに法定刑の最低を引き上げ重く罰する。そして公安事件については、どんどん捜査を進めて間違った捜査をやる。犯人でない者を検挙したりなんかする。一方には一年かかっても犯人がわからず、そして社会不安を生じたから新たな刑法をつくつて重く罰して、しかも無期懲役に処するというは、これは応報主義、威嚇主義のあらわれじゃないか、こういうふうに思うわけです。そういうふうにせっかく世界に理想的な刑法を、次々にこま切れ的に改正して、応報主義、威嚇主義に持っていくという点について、非常に遺憾に存ずるわけなんです。それが結局また捜査の不手ぎわ、一方的に公安事件のみの捜査で、重点を置くから、一般犯罪に対する捜査は軽んぜられて、わからない。こういう結果になるから、この刑法を一部改正しましても、私は、いまのような捜査のいき方では、これは決して犯人を適正公平に処罰をして社会防衛の実をあげるということは困難ではないかと思う。そういう点についての大臣の見解をもう一度承っておきたいと思います。

Digitized by srujanika@gmail.com

ことだと思ひます。ことに逆になつております。大体所得の差にいたしましても、戦前の個人所得などは、その最高は、現在の個人所得は戦前の実質の四分の一くらいに下がつておる。日本には金持ちはなくなつたと言つてもいいような状態だと思ひます。それから所得の各層の分布を見ましても、最低所得層の平均が、最高に戦前よりか非常に接近しておりまして、これまた貧富の懸隔が非常に接近をしてきた。格差が少なくなつたといふことは、私はいま数字を持っておりませんが、数字が明瞭に示しておるのをございます。いまの個人の最高所得にしましても、戦前の最高所得者は日本では、四百倍に貨幣価値を換算いたしますと一年に約十六億円、いまは最高の者が三億円余り、むしろ小粒になりました。それから国民所得などを見ましても、大体中産階級、中くらいのところに、五十万円から百万円くらいの所得のところが非常に人数がふえておりまして、所得総額もふえております。その上下が非常に減つておるといふのが実情でござります。大勢ではございませんし、お示しのことと逆だと思うのでござります。先日も国会におきまして御質問がございました。それなどは全く考え方熱心であるが、それが何ゆえに政策滅税、地方減税などをやるか、矛盾ではございませんかという御質問が、ある委員からございました。それなどは全く考え方私どもは、この全体の国民の生活改善をどうしてやるかというためには、一

時に、一方におきましては国民所得の総額をふやしまして、配分資源をふやすということに同時に着眼をしておるわけでございます。これは一方的に配分ののみ片寄りますと、いわゆる貧乏の分け合いで、いかに公平であってもそれは貧しい生活の公平になる。そして之しきを憂えずひとしからざるを憂うというが、之しきも憂え、ひとしからざるも憂うというのがわれわれの立場でございます。それでいわゆる政策減税というのは、結局日本の国民所得の総額をふやし、そのためには産業経済の興隆をはかるためには、日本といたしましては資本の蓄積が重大である。また輸出貿易を盛んにして、必要な原科資源、食糧等を輸入しなければならぬ、そのための金融でございますから、そういう意味におきまして日本の所得総額をふやすためにわれわれは政策減税をやつた。これは今日ばかりが政治の目的じゃない。将来の日本をよくするためのいわゆる庶民階級にうんと所得をふやすためにわれわれはやつておる。玉つきでいえば、玉を直接ねらうるにあらずして、台をねらってはね返りで玉の当たることをねらつておるのであります。その考え方の方は全く独占資本に奉仕じゃない、あるいは巨額資本をむしろ利用していると見ていいのだと思うのでございます。

減滅しているのでございまして、もしくは経済生活はよくなつたから犯罪が減っている、こう言つてよろしいと思う次第でございます。また、暴力行為に関する法律の御審議をお願いいたしておりますが、これなども全然労働運動を弾圧するなんという考えはこうもございませんし、また、その労働運動の際に起つりました暴力行為は、これは処罰しなければなりませんが、これも数字からいまして、そういう際にあまり起つてない。特に凶器、銃砲刀剣類をもつてしますような暴力行為といふものは、幸いそういう際に起つてないでのございまして、今回の改正のごときは全然それとは縁のない純然たるいわゆる町の暴力を目的としたておる次第でございまして、何とぞ御了解を願いたいと思うのでございました。

きた。生還させたという場合には必ず置いておるのでございまして、そうなりますと、無期懲役という刑はなくて、減輕半分になりますので、一年半から十五年ということになりますが、そういう刑に変わってくるわけでございます。この点を見ましても、この刑が幅の非常に狭いものだというところは言えないでございます。先ほど牧野先生のお話もございましたが、牧野先生は有名な主觀主義刑法学者でござりますが、その牧野先生も、立法は妥協であるということを私どもは大学で教わった経験がござります。現にそういうふうに牧野先生自身も日本刑法の解説においてそのことを述べておられまして、その後の刑法理論の発展等を見ましても、やはり罪刑法定主義というものの力をつきりさせていくためには、ある程度犯罪類型をつきりしたものにしていくという必要があるのございまして、こういう点から見ましても、この刑法の改正をもつてただいまのようなお考えで御批判をいただきますことは、実は当たらないよう思うのでござります。

○**坂本委員** 戦前戦後を通じて権力者の中にあり、資本家中にあって見られた日本刑法と、われわれみたよみ小作百姓のせがれが勉強して日本刑法を見たものとはやはり見方が違うと思います。実は、きょうは「刑法學辭典」を持ってきました。これは私の頭の拡張だと思います。私のささやかな頭の拡張は辞典だと思います。これに基づいてわれわれみたよみ一般的の働く勤労大衆の立場からの日本刑法と、大臣が権力者の中にあり、獨占資本の中にあって見られた日本刑法とは、同じ刑法であってもその見方が違う。さらによつた、先ほど来私が申しますような検査の結果もそこから出てくると思う。そういう点について、私は、できましたら五日でも一週間でも私の頭の拡張を手がかりとしまして、大臣と今度の刑法の改正を中心とした、国内主義の日本刑法の中でやっていかなければ、国内の治安も国家の発展もない、かような考え方で出てきたわけありますが、時間がありませんから、できたらまたあとで質問をすることにしまして、この程度で打ち切りたいと思います。

○濱野委員長 次に、不動産登記法の一部を改正する法律案を議題といたしました。

○坂本泰良君。前会に引き続質疑を行ないます。

る専門的に見ましても、やはり現在の社会にあつて迅速簡便に、特に登記は國民の財産に対するいわゆる対抗要件であるわけでありまして、虚法上保障された財産権の確保の上において重要な位置にあるが故に、それが今度相当の手続上の改正が中心になつておりますが、手続を簡便にする、さらにはまた、簡便にするけれども確實を期する、こういう点に努力を払われてこの改正案が出ておるということに対し、われわれは了解しているのでござります。

それで、その中について質問もありますが、これを省略しまして、このような不動産登記法の改正をいたしまして、さらにもう従来のいわゆる土地台帳の改正等々によりまして、相当法務当局の職員の労働強化になつておることを私たち痛感しておるわけでござりますが、今度の改正によつて相当仕事がふえるわけあります。土地台帳の改正とあわせて相当ふえると思いますが、大体従来の職員の数でどれくらいい事務がふえて人員を必要とするか、概略でいいから、その点をまず承つておきたい。

○坂本委員 事務の簡素化はいいです
が、この登記法の改正によって、それ
から土地台帳等の新しい制度によつて
事務が非常にふえておることは事実で
す。したがつて法改正は定員の増加
には、いわゆる全国にわたる登記所の
職員に対してもやはり級別定数の拡
大、こういう点について相当の増員を
おこなうべきであると思います。
○平賀政府委員 ただいま大臣から御
説明がございましたように、今回の法
律案は、登記所の職員に新たな負担を
課するということよりは、従来あまり
実益のないことで煩瑣な手続をして
おった関係もございますので、むしろ
それを簡素化、合理化すること
が生たるねらいでございます。
たとえば、今回の改正案にございま
す元本並びに利息の弁済期の定めの登
記の廃止、いわゆる担保権の手続の簡
素化でございますが、共同担保目録を
簡素化するとか、あるいは不動産の合
併の登記を簡素化するとか、その他す
べてが事務の簡素化につながるといふ
ものでございまして、登記所職員の行
動という観地から見ましても、決して
負担の増加になるものではございません
んで、むしろ負担を軽減する、しかもそ
れによつて登記の正確性、確実性が
害されるものではない、そういうこと
でござります。

大体、本法案は正確性を失わないで、迅速に手続を簡易にするということを主眼にいたしておりまして、手続は、この法律案の結果はいわゆる手間が省ける、仕事量を少なくするということをが主眼でございまして、具体的にどことがどうかという点につきましては、政府委員よりお答えを申し上げます。

○平賀政府委員 ただいま大臣から御説明がございましたように、今回の法律案は、登記所の職員に新たな負担を課するということよりは、従来あまり実益のないことで煩瑣な手続をしておった関係もござりますので、むしろそれを簡素化、合理化するということをが主たるねらいでございます。

ばかり、考慮をしなければならない。と思うのですが、そういう点について法務省事務当局は、法改正はしたけれども、それを実施して国民のためにならないようにするためには、いま私が申しましたような定員の増大、それから級別の関係等々も考慮しなければこの実現はできないと思うわけです。その点について事務当局のほうはどういう考え方を持っておるか、その点承っておきたいと思います。

これは継続的に毎年ふやしていくらしい、かのように思うのでございます。しかし、二百人ずつ増しますとそれでいいかといえば、むろんわれわれは足らぬ思いつておりますが、財政当局のほうにおきましても、ほかのいろいろなもので、そこはやむを得ません、本年も二三百人でがまんをした次第でございましょうが、将来これはできるだけ続けて増してまいりまして、仕事の負担を適正化するよう努めを続けたいと思っております。

職員に対しては適当な月給をやり、改正がその職員の手によって完全に実施されていくよう必要いたしました。質問を打ちります。

○濱野委員長 田中総之進君。
○田中(総)委員 二点だけまとめて質問いたします。

簡素化は非常にけつこうだと思うのですけれども、改正の第一点の抵当権その他担保権の登記で元本及び利息に関する弁済期の定めの登記を今度廃止することになるわけです。これは私から、うとうとありますけれども、やはり抵当権、担保権の、この権利の存続期間と切っても切れぬ関係にあると思うのです。それから、たゞ單に抵当権の設定というようなことはなしに同時に、たとえば代位弁済というようなものがついてまいります関係から、やはり抵当権の実施等の関係でこの期日の設定という現実の問題にはなるのではないかと思うのです。これを廃止した関係から、基本になるたとえば金銭貸借の場合における元金及び利息の弁済期というものと抵当権あるいは担保権の設定期間との関係の問題については、この改正によつて不都合を現実に生じないかどうか、この点が一つ。

第二点は、不動産の合併の場合、合併前の権利の移り変わりを移記することとを廃止する、これはその意味からいえば合併後の不動産の登記の原本等を書き改めて簡明になることはわかるのですが、あります。そういうような場合には、合併前のいわゆる権利の移り変わりとい

うようなものは合併後は移記することを廢止はなるわけなのですけれども、それのいわゆる不動産の台帳といいますか、そういう関係は、合併前のものはこれは永久保存になるのか、あるいは永久保存だということになれば、合併に伴うそういうような故障が出てまいりました場合には、従来の経過は登記所の備えつけの台帳によって調べができると思ういますが、最近不動産ブーム等の関係から見て、合併の問題については私必ずしも適法でないものが登記をされるケースがなきにしもあらずだと思うので、そういう点についての配慮がこの改正にあたってなされたのかどうか。この二点についてお伺いをいたしたいと思います。

けでございます。そういう次第であります。まして、弁済期の定めの登記は、極端に申しますと一種の気休めといつてもよろしいような実情なのでござります。ところが、ただいま申し上げましたように、これが分割弁済の例が非常によろざいます。それからまた期限紙の一枚全部あるいはそれ以上にもわたる事由が掲げてございます。そういうのを全部登記いたしますと、登記用紙の一枚がぎわめて薄いのでござります。抵当権の設定者、あるいは債務者、債権者——債権関係の当事者でござりますので、弁済期の定めはよく知つておるはずでございます。間隔になりますのは、その不動産を取得する第三者の側におきましては、ある程度実益がないとも言えぬと思うので、どうぞいますけれども、いま申し上げましたように、弁済期の定めというのが実際の運用の状況におきましては一種の気休めのような状態になつております。第三取扱者に対し、そなへども実益がないといつてもいい状況なのでござります。そういう関係でこの弁済期の定めの登記を廃止するのでございます。この弁済期の定めが、非常に膨大な意味がされておりますために、先ほどお話を出ましたが、登記所の職員の方の非常に過重な負担になつておりますのみならず、申請人にとりましても、これが大きな負担なのでございます。そういう関係で、この定めの登記をす

それを廃したのでございます。
それから第二点は、合併の登記を簡素化した点でございますが、まず、合併の登記が行なわれる際に、何らか不正の手段でこの合併の登記がされる懸念はないかという点について申し上げますと、この法律案におきましては、合併の登記を申請する際には、その合併の対象となつております元筆の不動産があるわけござりますが、その不動産の登記権利書を添付して合併の登記を申請するということにしておりまます。合併の登記をされたといふような懸念は生じないと考えられるのでございます。合併の登記それ自体は、そういうわけで他人の不動産についてかゝって合併の登記をするというような懸念は生じないでございません。それからまた、それが他の人の不動産についてかゝって合併の登記をするといふような懸念は生じないでございませんが、まずこの合併の登記をいたしますと、元筆の不動産が登記につきまして、登記に無効原因があるというような場合はどうなるかといふ点でございますが、まずこの合併の登記をいたしますと、元筆の不動産が十年間保存する。保存期間は二十年間でございます。でありますから、もし元筆の不動産につきまして、たとえば所有権移転の過程におきまして不正があつて、合併当時の所有名義人がほんとうの所有者ではないというふうな場合がありますが、その場合には、一たん合併しました不動産につきまして、この問題になつてゐる元筆の不動産を分割の手続をいたしまして、その合併による

所有権の登記が同時にこちらに移され
てきますが、それを抹消いたしまして、
前の所有権の閉鎖されましたところの
登記用紙から、前の所有権に関する登
記用紙をこちらに移してまいります。
それに実は無効原因があるわけでござ
いますが、それをさらに抹消いたしま
して、そうしますと、その前の所有者の
名義に回復になるわけでございます
が、それも閉鎖登記簿のほうでその結
果ははつきりいたしておりますので、
真正の所有者の名義に回復されること
に相なるわけでございまして、このよ
うに合併の登記手続を非常に簡素化い
たしましたけれども、真正の登記上の
権利者、真正の権利者の保護に欠ける
ことはないというふうに考えておるわ
けでございます。

利を失うわけですから、そういうふうなことから、ともすればやはり紛争が生じておるのが現実だと思うのです。その点から見て、やはり抵当権を設定して債務者になつた債務者の保護という点においては、私はこれが全然実益がないものではないというのが実情ではないかという点から質問したのでありますけれども、確かにそういう支払い約款というようなものまで全部登記するということになれば、繁雑なことになるので、繁雑さの点から見ればやむを得ないとは思いますが、私は必ずしも債務者保護、抵当権の抵当物を提供した人の権利の保護という点において将来問題が起くる懸念がなきにしもあらずだ、このように考えて質問したのであります。この点は私の意見でありますから、実際にそういう借り入れ等を行なう場合の、いわゆる債務者のほうの注意力というものを充実させなければならぬということに結局帰着するかと思う。

通常の場合は、かりに合併に伴う何らかの事故が起きました場合においても、それにさかのぼつて調べる方法は残されているわけでありますから、通常の場合ならばそれで調べる道は残つておるという点で了解できるのではないかと思います。この点で私の質問を終わります。

○濱野委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○濱野委員長　これより討論に入る順序であります。別に討論の通告もございませんので、直ちに採決いたします。

○濱野委員長 起立総一。よつて、本
案は全会一致をもつて原案のとおり可
決すべきものと決しました。

おはかりいたします。ただいま可決
せられました本案に対する委員会報告
書の作成につきましては、委員長に御
一任を願いたいと思います。御異議ござ
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱野委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、そのように決しました。

○濱野委員長 法務行政及び人権擁護に関する件について調査を進めます。
質疑の通告がありますからこれを許します。横山利秋君。

ということなります。本委員会は日本韓会談の中の法的地位について重要な問題を關心を持っております。昨年の二月十二日、本委員会で中垣法務大臣は、在日朝鮮人には国籍選択の権利はなく、国籍は日韓会談によつて最終的にきめられるものであるという趣旨の答弁をなさつた旨私は承知いたしております。法務大臣は前大臣と同じようなものとの考へでござりますか、まず伺いたい。

申し上げたいと思います。

いたすわけでござります。今度日韓会談が妥結したらどうなるかと申しますと、まだ会談は済んでおりませんからはつきりは申し上げられませんが、たゞいまのところ推測いたしますのに、当人が韓国側を選択いたしまして、韓国側がそれを認めた場合には韓国籍ということになります。本人が韓国籍を選択でございます。

ことは明らかですか。との国幹かと
いうことは日本側では認められない状
態にある。国籍が明らかでない、かよ
うになる次第でございますから、日韓
会談によつてきまると申した意味はさ
うのような意味だと考えております。

○横山委員 そうしますと、在朝鮮人には国籍選択の自由がある、日韓会談によって個々の朝鮮人の具体的な国籍がきまるわけではない、いわゆるルールがきまるのだ、こういうふうに大臣の御答弁を拝聴してよろしいですか。

国籍と日本が認めればそういうふうになります。会談がそうなりました場合を申し上げておるので、これを概略申せば韓国国籍は会談の結果きまと申しても差しつかえないと思うのでござります。しかし、韓国国籍でない場合を

○横山委員 いま伝えられる法的地位について日本及び韓国の立場の相違がある旨聞きましたから、具体的に一つ伺いたいのですが、まず第一に永住権と称せられるもの、これはことばの意味をまず聞きますが、日本政府は永住権を与えるという立場立つておるのか。何か承れば協定在留権ということばが言われておるそうですが、ありますか、正確にはどのことばをお使いになつておりますか。

いま内部の審議では永住権と言つております。

らおった者で講和条約発効までおつゝ
者、それからその生まれた子供といふ
ような資格について、日本と韓国との
間に主張の相違がござりますか。

○賀屋國務大臣 いまの問題は話し合
い中でありますて、しつかりしたこと
は申し上げられませんが、大体は戦争
終結前までに日本に来ておった在留
人でございます。今までと申します
か、日韓の今度の会談ができまして條
約ができますまで引き続いて日本に

なるかもしれません。だんだん孫の時代にもなるかもしれません、大体そういう考え方で一致し得るものではないかと思つております。そこへいきままでには、その切りをどこににするか、いろいろ折衝はあったようですが

○横山委員 案約締結までに生まれた子供及び孫でちゃんと、こういうのが日本政府の主張でござりますか。

○賀屋国務大臣 大体さようでございます。

○横山委員 わかりました。それからそれらに与えられる永住権というものは一体どういうものであるか。伝えられるところによりますと、永住権につき

○質屋国務大臣　永住権は、いまほ
の在留外国人に対しまして条件がそ
ろった場合にはこれを認めておるので
あります。永住権はそういう性質でど
うしてもたらされる利益というものは
何と何をお考えでござりますか。

条件につきましても非常に緩和した方がいいみたい。それで、永住権の内容はほかの場合と同じだと思いますが、これがいわゆる権利となるか事実上の利益となるか、その辺はまだしかと申し上げられませんが、たとえば生活保護法

の利益を受ける、あるいは小学校中学校、義務教育の学校に日本人と同様に授業料を払わないので入学し得る、こういうふうな現在の在留鮮人に認められております事実上の便宜、利益、恩恵と言つてははあるいはとばは適當でないかもしませんが、そういうものではござります事実上の便宜、利益、恩恵を認めさせていただきたい、こういう考え方でございます。

しかし、それにつきましても一般的の場合よりは緩和していく。たとえば犯罪を犯しましたの場合でも、何年以上の罪という場合に、その年数をふやしまして寛大にしていくとか、例の貧困とか独立の生計というような条件も緩和す

る、いろいろそういうような退去の条件も寛大にするというようなことをいま考えておりまして、大体そういう方向にいくのじゃないかと思つておる次第であります。

○横山委員 はつきりとはしませんが、要するに大臣の話によりますと、他の長期に在留しておる外国人よりも、義務教育とか、あるいは生活保護法とか、あるいは資格を得る、独立生計を営む資産のあるなしというようなものについて相当の緩和をするというふうに承りましたが、このほかたどる資格だとか、あるいは強制退去の条件を緩和するとか、そういうことも勘定に入つておるわけありますか。

○賀屋國務大臣 いまの工業所有権や、それから日本人として必要な資格条件が非常にできぬものはむずかしいと思います。しかし、退去条件が前にも申し上げましたように非常に緩和される、こういうことになると思ひます。

○横山委員 それは日本政府のお考えだと思いますが、韓国政府はこの永住権の内容についてどういう主張をいたしておりますか。

○賀屋國務大臣 これは交渉中でございましたから、一々申し上げないほうが多いです。

○横山委員 次に、強制退去の理由と称せられる中に、従来の強制退去の理由と区別をして、今度は四項目にしましたか、こういう見込みであります。

○横山委員 次に、強制退去の理由と申しますが、日本国への利益または公安を害したと認定される者という事項がございます。それを入れるか入れないかということがありますが、この四項目の中に、日本の外交上不利な結果を招くような行為と

ある、いろいろそういうような退去の条件も寛大にするというようなことをいま考えておりまして、大体そういう方向にいくのじゃないかと思つておる次第であります。

○横山委員 はつきりとはしませんが、要するに大臣の話によりますと、他の长期に在留しておる外国人よりも、義務教育とか、あるいは生活保護法とか、あるいは資格を得る、独立生計を営む資産のあるなしというようなものについて相当の緩和をするというふうに承りましたが、このほかたどる資格だとか、あるいは強制退去の条件を緩和するとか、そういうことも勘定に入つておるわけありますか。

○賀屋國務大臣 いまの工業所有権や、それから日本人として必要な資格条件が非常にできぬものはむずかしいと思います。しかし、退去条件が前にも申し上げましたように非常に緩和される、こういうことになると思ひます。

○横山委員 それは日本政府のお考えだと思いますが、韓国政府はこの永住権の内容についてどういう主張をいたしておりますか。

○賀屋國務大臣 これは交渉中でございましたから、一々申し上げないほうが多いです。

○横山委員 次に、強制退去の理由と称せられる中に、従来の強制退去の理由と区別をして、今度は四項目にしましたか、こういう見込みであります。

○横山委員 次に、強制退去の理由と申しますが、日本国への利益または公

おるとすればそれはいかなる内容を持つかものでありますか。

○小川政府委員 私自身も法的地位の委員会の委員の一人になつておりますので、大臣にかわりましてお答えを申し上げます。

ただいま御指摘の、伝えられておるところの四つの項目について、退去強制事由をしほつていくうちに、日本国の大外交上の利益を害した場合には退去強制されるというふうな項目が入つておるのではないかという御質問でございますが、ただいま大臣からも申し上げましたように、一応いろいろな退去強制の事由につきまして日本側とずいぶん長い間折衝をいたしまして、おおむねのところはまとまりておりますが、ただいま御質問になりましても申し上げましたように、一応いろいろな退去強制の事由につきましておおむねのところはまとまります。

○横山委員 次に、協定の範囲でござりますが、南朝鮮のほうは言うまでもなく国籍法によつて全朝鮮が韓国民であるという立場をとり、北朝鮮のほうは、また同時に法律をもつて全朝鮮は朝鮮民主主義人民共和国国籍の者であるという立場をとつておることは言うまでもないことですが、この法的立場をとつておることは言つた次第でございます。

○横山委員 次に、協定の範囲でござりますが、南朝鮮のほうは言うまでもなく国籍法によつて全朝鮮が韓国民であるという立場をとり、北朝鮮のほうは、また同時に法律をもつて全朝鮮は朝鮮民主主義人民共和国国籍の者であるという立場をとつておることは言つた次第でございます。

る者があると思います。自分は韓国人じゃないのだ、北鮮の人間だという人は登録しません。それは残ります。それから韓国籍だと思う人も、何かのぐあいで、うつかりしているとか、手続がわからなかつたとかいうことで残る者もあります。そういうものは、やはり日本側から見まして国籍が確定しない、不明の者として残るわけでございします。それに対しましての処置は、またそういう状態になりましたときに適当に考える。事実はどうかというと、現在も、法的地位は確定しておりませんが、昭和二十七年の法律によりまして、この状態を続けていこうということで、生活保護も義務教育の学校入学校も認めております。その状態が、はつきりするまではやはり統していく、こういうふうに一応考えております。その確定は、一ぺん登録をしてみませんとわからないことで、またいろいろな点も変化がございましょう。そのときの状態に適切なやり方をしていきたい、こう考えております。

ないということがあなたの意見によつてわかる。ゼロではないけれども、永住権を与えて、韓国籍を所有した者については、今日よりもさらに法律上、協定上有利な处置がたまたまされるというのであるならば、これはきわめてその違いがはつきりするではないかということを私は言っている。韓国籍を希望した者については永住権及びそれに伴う利益が供与されますよ、そのほかの人たちについては現状である。こういうことなんでしょうねと言つて私は聞いている。

○賀屋國務大臣 それは何ともしようがないのです。相手の国と国交がないのですから、そうして国交のある韓国籍を選択なさらないのですから。これは何とかしらどおしゃったってやりようがない。決してあいまいじゃございません。そういう立場の方にはそれで處理していくほかない、国籍不明の外国人として。しかもそれは前から日本に在留した人であることがわかつておりますから、それで事實上のいまのような利益はちゃんとそのままやつていい。私ははっきりしていると思つた。

益を供与するということは、どういう結果をもたらすか。韓国大使館なりあるいは日本政府の永住権に関する宣伝によって、好むと好まざるにかかわらず、中立おる者あるいは北鮮籍にある者について韓国籍を申請するよう思ふ。あなたに、それはおれの知らぬことだと言わせませんよ。日本と韓國とにあなたは考えなければ私はうそたとな誘導をする。そういう結果を政治的にあなたは考えなければ私はうそたとが責任を持って協定をして、永住権をRが行なわれ、韓国籍を希望したものにそれに伴う利益というものを供与することを確定する以上は、それに伴つてRが行なわれる韓籍を希望する在留朝鮮人諸君に対して利益誘導をして、国籍選択の自由というものについて事実上これを誘導するという結果になりますから、これは自由な地帶にいながらないのか、そういうことはあなたにまじめにお考えにならないのか。
○賀屋国務大臣 私の申し上げないと御断定になつておる。何にもわが国は誘導いたしません。(「結果として誘導しておるじゃないか」と呼ぶ者があり)それは世の中はいろいろあるから、結果としてはそうなるかも知れませんが、誘導する意思はないのです。そうしてただいまは北鮮と交渉することができない状態にあります。韓国とは交渉する。その結果そうなるだけで、何も日本が誘導するわけではなさい。それはあなたがそういう判断のまことに申されておる。誘導されるところには私は同意いたしません。

ればその法律どおりだとおっしゃるのも、その法律のもたらす結果といふものをお考えにならないはずはないと思ふ。もしもあなたが私の言う結論を自分も承知しておるのだ、そつてうことについて自分で予測をしておるのとおっしゃるならば、ああそうですが、意見は違いますけれども、なるほどのそれも一つの意見でしょと私は思うのです。けれども、そういう結果についてはおれの知らぬこっちゃ、われはそんなことを全然考えてみたことがない、結果も想像したこともないといふことを言わわれたのは、私は引き下がれないのです。

は人権に関する世界宣言によるこの文章について、日本政府が無意識と言ふますか、私はあえて申し上げますと、意識的にこの利益誘導をやつて、締結された世界宣言に反対して違反をするのははなはだしいか。人権に関するこの文書の在日朝鮮人をふやそらとする結果になるのではないか。人権に関するこの文書に反対するのではなくはなはだしいかと私は言いたいのです。あなたたちは外交回復をしていないから無理じゃいかとおっしゃるけれども、一体なばなば永住権というものが本来与えられるものであるか。永住権は、日韓両国の利害をいう以前に、この日本におこりますが日本において普普通の仕事をしておる。だからといっておつて、そもそもいまや日本人の諸君は、戦争前から日本人であつて、そうして日本の生活に住み、韓国籍であろうと北朝鮮であろうと、そういう歴史的な縁緒にかんがみて住権を与えるといふのでしよう。いよいよ日本と韓国と交渉して話がきまつたみたいに以前に、日本の歴史的実情がなぜあるでしょ。ですから北朝鮮の人間の住権を与えるといふのでしよう。それいえども、あなたの先ほどおっしゃたようになぜではないということになりまするでしょう。永住権を与えるほんとの基盤と、いうものが日本における在朝鮮人の歴史的実情でしょ。それによつて考えられたことなのでありますから、南であろうと北であろうと、なんことは一応は関係のないことだと考えるのが一番の基本的原理じゃなか、私はこう考えるのであります。日本と韓国とはいま国交を回復しようとする、したがつて、それらの国民を保護する、その歴史的実情があるならば永住権も与える、そこまでは、私法理にいろいろの問題があるけれども、必ずしも否定しようとはしない。

中に練り広げられることについては、あなたも事実としてお認めでしょ、

○賀屋國務大臣 どうでしょう。
うのじやないです。相手のことと、日本との関係が違うから起るもので、その個人に対しても区別しようという考え方ではないのです。私は差別待遇じゃないと思う。

C横山委員 それはおかしいですよ、個々人の在留朝鮮人に對して、Aは永住權による利益を供与し、Bはその利益が受けられないという事實上の差別待遇が、六十万の諸君にわたって繰り広げられるということをあなたはお認めにならないということは、おかしい

○賀屋國務大臣 じゃありませんか。
待遇じゃありません。両方の国の違
う、朝鮮が一休になつていない状態で
起ることでございまして、日本が差
別待遇するんぢゃないのです。

言っているんじやない。六十万の朝鮮人が、Aは供与が行なわれ、Bは供与が行なわれないという事実上の差別が始まると私は言つておるのに、何もそれに余分な尾ひれをつける必要はないじゃありませんか。

○賀屋国務大臣 それはむしろ法律上の差別ですよ。片方は法律上、条約上確定するが、片方は確定しないで事実がある。事実は変わらぬが法律的の立場が違う、こういうことぢゃないですか。

○横山委員 いや、いや、そうじゃありませんよ。義務教育に至ってもさらに強化しよう、生活保護にしても、いま権利ではないけれども権利の方向に行

こう、あるいはそのほかにも強制退去の条件にしてもこれを緩和しようとあなたは先ほど言つたばかりじゃありませんか。Aという在留朝鮮人はそれらの便益供与が行なわれ、権利も供与される、Bはそれがなくなるということことはあなた先ほど言つたばかりじゃありませんか。その事実上の差があり得るのだということを認めないのでですか。

○賀屋国務大臣 あなたはしいて区別をつけようと思つていらつしゃるのじゃないですか。私は、前から言つてゐるように、生活保護たつて、それから義務教育の学校に入るのだつて、はつきり権利を与えるとは申し上げてないのであります。

○横山委員 どうするのですか。

○賀屋国務大臣 大体そういう方向に行くということを申し上げているのです。それで強制退去でも、貧乏だから退去を命ずるなんということは北鮮の方でもしないつもりでありますし、その国と國との関係が、状態が違うから起ることで、その個人個人について区別するという考えはない。まあ、いずれにしましても、あなたは区別していくのだと、いわば断定でお話しになるが、私はそう思わないのです。

○横山委員 ああそうですが、それじゃ伺います。六十万の在日朝鮮人そのものについて、日本国政府は法律上、その他について区別はしない、差別はないとい宣言してください。

○賀屋国務大臣 そうはまいりません。相手の国が違う場合には、その違ふことから形式上の区別は起こるでしょうし、あるいは場合によれば区別ができるのであります。そういうことはいまはつきり申し上げられません。

こう、あるいはそのほかにも強制退去の条件に至ってもこれを緩和しようとあなたは先ほど言つたばかりじやありませんか。A という在留朝鮮人はそれらの便益供与が行なわれ 権利も供与される、B はそれがなくなるということはあなたの先ほど言つたばかりじやありませんか。その事実上の差があり得るのだということを認めないのでですか。

○賀屋国務大臣 あなたはひいて区別をつけようと思つていらっしゃるのじゃないですか。私は、前から言ってるように、生活保護たつて、それから義務教育の学校に入るのだつて、はつきり権利を与えるとは申し上げてないのであります。

こう、あるいはそのほかにも強制退去の条件に至ってもこれを緩和しようとあなたは先ほど言つたばかりじやありませんか。Aという在留朝鮮人はそれらの便益供与が行なわれ、権利も供与される、Bはそれがなくなるということはあなたの先ほど言つたばかりじやありませんか。その事實上の差があり得るのだということを認めないのでですか。

○賀屋國務大臣 あなたはしいて区別をつけようと思つていらっしゃるのじゃないですか。私は、前から言つてゐるように、生活保護たつて、それから義務教育の学校に入るのだつて、はつきり権利を与えるとは申し上げてないのでです。

○横山委員 どうするのですか。

○賀屋國務大臣 大体そういう方向に行くということを申し上げているのであります。それで強制退去でも、貧乏だから退去を命ずるなんということは北鮮の方でもしないつもりでありますて、その国と国との関係が、状態が違うから

こう、あるいはそのほかにも強制退去の条件に至ってもこれを緩和しようとあなたは先ほど言つたばかりじやありませんか。Aという在留朝鮮人はそれらの便益供与が行なわれ、権利も供与される、Bはそれがなくなるということことはあなたがたはしいて区別をつけようと思つていらっしゃるのではありませんか。その事実上の差があり得るのだということを認めないのでですか。

○賀屋国務大臣 あなたは区別をつけようと思つていらっしゃるのじゃないですか。私は、前から言つてゐるように、生活保護だつて、それから義務教育の学校に入るのだつて、はつきり権利を与えるとは申し上げてないのです。

○横山委員 どうするのですか。

○賀屋国務大臣 大体そういう方向に行くということを申し上げているのです。それで強制退去でも、貧乏だから退去を命ずるなんということは北鮮の方でもしないつもりでありますて、その国と國との関係が、状態が違うから起こることで、その個人個人について区別するという考えはない。まあ、いざれにしましても、あなたは区別してが、私はそう思わないのです。

○横山委員 ああそうですか、それ

こう、あるいはそのほかにも強制退去の条件にしてもこれを緩和しようとあなたは先ほど言つたばかりじゃありませんか。Aという在留朝鮮人はそれらの便益供与が行なわれ、権利も供与される、Bはそれがなくなるということことはあなた先ほど言つたばかりじゃありませんか。その事実上の差があり得るのだということを認めないのでですか。

○賀屋国務大臣 あなたはしいて区別をつけようと思つていらつしゃるのじゃないですか。私は、前から言つてゐるように、生活保護たつて、それから義務教育の学校に入るのだつて、はつきり権利を与えるとは申し上げてないのであります。

○横山委員 どうするのですか。

○賀屋国務大臣 大体そういう方向に行くということを申し上げているのです。それで強制退去でも、貧乏だから退去を命ずるなんということは北鮮の方でもしないつもりでありますし、その国と國との関係が、状態が違うから起ることで、その個人個人について区別するという考えはない。まあ、いずれにしましても、あなたは区別していくのだと、いわば断定でお話しになるが、私はそう思わないのです。

○横山委員 ああそうですが、それじゃ伺います。六十万の在日朝鮮人そのものについて、日本国政府は法律上、その他について区別はしない、差別はないとい宣言してください。

○賀屋国務大臣 そうはまいりません。相手の国が違う場合には、その違ふことから形式上の区別は起こるでしょうし、あるいは場合によれば区別ができるのであります。そういうことはいまはつきり申し上げられません。

○横山委員 ひきょううじやありませんが。私がああ言えどこう言う、それならこつちから言えばそっちへ逃げるという御答弁のしかたは、失礼ながらひきょうだと思う。私はあなたの話を聞いて、私の意見は別として、それじゃ事実上の差別が起りますかと言ったら、差別はしない、差別はしないといふのなら事実上の差別は全然ありませんかと言つたら、またそうじやない。もう一ぺん白紙で聞きますけれども、韓国籍を希望する在留朝鮮人とそうでない人とはどういう違いが具体的に起りますか。

○横山委員 ひきょううじゅありませんが。私があえ言えどこう言う、それな
らこつちから言えばそっちへ逃げると
いう御答弁のしかたは、失礼ながらひ
きょうだと思う。私はあなたの話を聞
いて、私の意見は別として、それじゃ
事実上の差別が起りますかと言った
ら、差別はしない、差別はしないとい
うのなら事実上の差別は全然ありませ
んかと言つたら、またそうじゃない。
もう一ぺん白紙で聞きますけれど
も、韓国籍を希望する在留朝鮮人とそ
うでない人とはどういう違いが具体的
に起りますか。

○横山委員 ひきょうじゅありませんが。私がああ言えばこう言う、それならこちから言えばそっちへ逃げるという御答弁のしかたは、失礼ながらひきょうだと思う。私はあなたの話を聞いて、私の意見は別として、それじゃ事實上の差別が起りますかと言ったら、差別はしない、差別はしないといふのなら事実上の差別は全然ありませんか。
○賀屋国務大臣 それは日韓交渉が成立しまして、それに必要な法律を出したときにはつきりいたします。大体は同じような待遇をしようという気持ちで進んでおりますことを申し上げて、それをいまどこがどうだ、ああだこうだとおっしゃっても、それはそういうこまかいことまで御答弁できません。
○横山委員 それはおかしいですよ。私は、あなたがほんとうにもう少し率直な答弁をしていただきたいと思う。が右も左も押えてどうだと言つたら、あまり違わないようしよう、こうい

○横山委員 ひきょううじやありませんが。私がああ言えどこう言う、それならこつちから言えばそっちへ逃げるという御答弁のしかたは、失礼ながらひきょうだと思う。私はあなたの話を聞いて、私の意見は別として、それじゃ事実上の差別が起りますかと言ったら、差別はしない、差別はしないといふのなら事実上の差別は全然ありませんかと言つたら、またそうじやない。もう一ぺん白紙で聞きますけれども、韓国籍を希望する在留朝鮮人とそうでない人とはどういう違いが具体的に起りますか。

○横山委員 わかりませんといふ親切な答弁がありますか。私が一番最初から一つ一つ、資格はどうなるのですか、強制退去はどういう状況になりますか、協定の範囲はどうなりますかということを聞いてきた。そうしたら明らかに韓国籍を希望する人間と、そうでない人間とは違うということがわかつてきました。わかつてましたんでよ、あなたの話を聞いてきた。答弁で、議事録を見てもよろしい。わかつてましたから、さてそこで一番問題の焦点である、それだったならば利益供与を受ける人間と供与を受けない人間とがあって、したがつて六十万の諸君に対して、そういう事実によつて、より韓国籍を希望させようとする努力というものが、日韓両国で意識的であるといなとにかくわらず、そういう努力がなされると思う。したがつて、それは人権に関する世界宣言に抵触しないか。二つ二つこまを置いて進めてきたのです。そうしたら一番最後に、あなたは、いや区別はしない、こうおっしゃる。区別しないなら区別しないことはつきり言うてくれと言つたから、いや区別はある、なるべく一緒にしたい、私はきょうの私に対する大臣の御答弁は、きわめて率直でない、そう感じます。

○横山委員 わかりませんというう不親切な答弁がありますか。私が一番最初から一つ一つ、資格はどうなるのですか、永住権はどうなるのですか、強制退去はどういう状況になりますか、協定の範囲はどうなりますかといふことを聞いてきた。そうしたら明らかに輸国籍を希望する人間と、そうでない人間とは違うことがわかつてきました。わかつてきたんですよ、あなたの答弁で。議事録を見てもよろしい。わかつてきただから、さてそこで一番問題の焦点である、それだったならば利益供与を受ける人間と供与を受けない人間とがあつて、したがつて六十万の諸君に対して、そういう事実によつて、

○横山委員 わかりませんというう不親切な答弁がありますか。私が一番最初から一つ一つ、資格はどうなるのですか、永住権はどうなるのですか、強制退去はどういう状況になりますか、協定の範囲はどうなりますかということを聞いてきた。そうしたら明らかに韓国籍を希望する人間と、そうでない人間とは違うということがわかつてきました。わかつてきましたんですよ、あなたの答弁で。議事録を見てもよろしい。わかつてきましたから、さてそこで一番問題の焦点である、それだったならば利益供与を受ける人間と供与を受けない人間とがあって、したがつて六十万の諸君に対して、そういう事実によって、より韓国籍を希望させようとする努力というものが、日韓両国で意識的であるといなとにかくわらず、そういう努力がなされると思う。したがつて、それは人権に関する世界宣言に抵触しないか。一つ一つこまを置いて進めってきたのです。そうしたら一番最後に、あなたは、いや区別はしない、こうおっしゃる。区別しないなら区別しないとはつきり言うてくれと言つたら、いや区別はある、なるべく一緒にしたい、私はきょうの私に対する大臣の御答弁は、きわめて率直でない、そ

○横山委員 わかりませんといふ親切な答弁がありますか。私が一番最初から一つ一つ、資格はどうなるのですか、強制退去はどういう状況になりますか、協定の範囲はどうなりますかということを聞いてきた。そうしたら明らかに韓国籍を希望する人間と、そうでない人間とは違うということがわかつてきました。わかつてましたんでよ、あなたの話を聞いてきた。答弁で、議事録を見てもよろしい。わかつてましたから、さてそこで一番問題の焦点である、それだったならば利益供与を受ける人間と供与を受けない人間とがあって、したがつて六十万の諸君に対して、そういう事実によつて、より韓国籍を希望させようとする努力というものが、日韓両国で意識的であるといなとにかくわらず、そういう努力がなされると思う。したがつて、それは人権に関する世界宣言に抵触しないか。二つ二つこまを置いて進めてきたのです。そうしたら一番最後に、あなたは、いや区別はしない、こうおっしゃる。区別しないなら区別しないことはつきり言うてくれと言つたから、いや区別はある、なるべく一緒にしたい、私はきょうの私に対する大臣の御答弁は、きわめて率直でない、そう感じます。

○横山委員 そういう意味で言つていいのではありません。問題は、どう者えたって、いまの政府の進み方では差別が起らぬといふことは言えないといふことです。永住権によつて利益供与を行なうということは当然のことになつて進んでいくではないか。だから当然これが、あなたの言うよに一であるか五であるかは別だけれども、しかしながら、差別が起るといふことは厳然たる事実じゃありませんか。差別が起らぬとあなたは断言できますか。

○賀屋国務大臣 あなたはあなたの御理解願うほかはないのです。大体はいま申し上げておりますように、できるだけ実質が同じようになります。ただ国が違いますから、その国と国との関係によつて起る差別が全然ないかあるかという今までいまほつきり申し上げられないのです。これが私のお答えです。

○横山委員 差別が起るといふことをあなたも多少ながらか、あるいは多くかは知らぬけれども、差別が起つことをあなたは認められないはずはないと思うのです。やっぱりその差別が起らぬようにしようといふことは、全然差別をしないということをも含めてお考えになつておるのか、もう一ぺん恐縮ですが……。

○横山委員 そういう意味で言つていいのではありません。問題は、どう考
えたって、いまの政府の進み方では差
別が起こらないとは言えないというこ
とははつきりしているじゃありません
か。何のために法的地位を相談をし、
何のために永住権について相談をして
いるのですが。永住権によって利益供
与を行なうということは当然のことにな
なつて進んでいくではありませんか。
だから当然これが、あなたの言うよ
うに一であるか五であるかは別だけれど
も、私はいまちょっと御答弁できませ
んね。

○横山委員 そういう意味で言つていいのです。どこか違うか違ひぬかといつて、も、私はいまちょっと御答弁できませぬね。

○横山委員 そのではあります。問題は、どう考へたつて、いまの政府の進み方では差別が起こらないとは言えないといううことははつきりしているじゃありませんか。何のために法的地位を相談をし、何のために永住権について相談をしているのですが。永住権によって利益併存をを行なうということは当然のことになつて進んでいくではありませんか。だから当然これが、あなたの言うよろこびに一であるか五であるかは別だけれども、しかしながら、差別が起こるといふことは厳然たる事実じやありませんか。差別が起こらないとあなたは断言できますか。

○賀屋国務大臣 考えでいま御理解願うほかないのです。大体はいま申し上げておりますように、できるだけ実質が同じようになりますといふ考え方を私は持っています。ただ國が違いますから、その國と國との関係によつて起る差別が全然ないことがあるかという今までいまはつきり申し上げられないのです。これが私の

○横山委員 そういう意味で言つていいのではありません。問題は、どう者えたって、いまの政府の進み方では差別が起らぬといふことは言えないといふことです。永住権によつて利益供与を行なうということは当然のことになつて進んでいくではないか。だから当然これが、あなたの言うよに一であるか五であるかは別だけれども、しかしながら、差別が起るといふことは厳然たる事実じゃありませんか。差別が起らぬとあなたは断言できますか。

○賀屋国務大臣 あなたはあなたの御理解願うほかはないのです。大体はいま申し上げておりますように、できるだけ実質が同じようになります。ただ国が違いますから、その国と国との関係によつて起る差別が全然ないかあるかという今までいまほつきり申し上げられないのです。これが私のお答えです。

○横山委員 差別が起るといふことをあなたも多少ながらか、あるいは多くかは知らぬけれども、差別が起つことをあなたは認められないはずはないと思うのです。やっぱりその差別が起らぬようにしようといふことは、全然差別をしないということをも含めてお考えになつておるのか、もう一ぺん恐縮ですが……。

○賀屋國務大臣 そういうことは申し上げられないのですよ。

○横山委員 なぜです。

○賀屋國務大臣 相手が違うのでありますから、国交があつて条約がある國と、その國民と、そうでない國民と、どこをさがしても差別があるかないか、いま申し上げたように、それは条約ができまして、それに対し日本はどういう法律を出して実行するかといふところにまいりまして、いろいろこまかることはきまるので、いま申し上げましたように、もとから日本人として長く日本において、そうして当人の意思はどうかわかりませんが、香港条約、その前にはいろいろの国協定、宣言もあつたかもしれません。そういう結果国籍をとられた人から、實質的にはなるべく生活の本拠になつた日本で暮らせるようにしたい、こういう意味の基本の考え方には差別はないということを申し上げているのです。だから片方は法律で保障され、片方はないじゃないか、差別があるじゃないかとおっしゃれば、それは差別ができるかもしれません。基本の考え方には差別する気持ちはありません。こういうことを申し上げているのです。

○横山委員 基本の考え方には差別がない、えらいくどい言ひ方で恐縮ですが、率直に言います。私は初めからすっと順を追つて話を聞いてきたのですから、私の聞き方が悪かったら、こういうふうなんだと一貫しておっしゃればいい。右かといつてきまと左だ、それなら左だとほつきり言つてくれというと、どうではない、こうおっしゃるものですから話がややこしくなつてくる。それじゃ、日本政府の

態度として正確にお伺いしたいのです

が、南であろうと北であろうと、できるならば日本政府の基本的態度として差別はしたくない、こういうふうに理解してよろしくうござりますか。

○賀屋國務大臣 できるならばという

ことが私、ちょっとわからないのであります。そういうあなたの言うように、明確に言われますと、ことばの意義を一つ法律的にきめてからないと、また違つたと言われますから……。大体の基本的考え方は前に申し上げた、この直前に御答弁申し上げたような考え方です。

○横山委員 できるならばということをそれじゃとりましょう。日本政府と

して基本的に、南であろうと北であろうと、いろいろな利益供与についての差別はしない、こういうのが日本政府の基本的立場と理解してよろしくうござりますか。

○賀屋國務大臣 それは人道的考慮に

基づきまして、在日朝鮮人の生活その他を考える立場におきまして基本的に変わらないのです。

○横山委員 そうすると、これはあと

あと交渉が成立しました場合に、大臣のいまの御発言は非常に重要な話題になると思いますから、あらためて言うております。要するに大臣のお話は、

世界人権宣言その他からも徹して、南

であると北であろうと、日本政府は差別をつけるつもりはない、これが日本

の態度だ、こういうことです。

○賀屋國務大臣 私の言つたことほどおりで御了解願いましょう。あなたが

おっしゃるものですから話がややこしくなつてくる。それじゃ、日本政府の

○横山委員 私の言つた言ひ方が悪い。

かたつたならば、大臣の言い方でもよろしい。もう一ぺん恐縮ですが正確に、

あいまいなことを言わないで、正確に解してよろしくうござりますか。

○賀屋國務大臣 先刻申し上げました

とおりであります。一々ことばじりをつかまえてああだこうだ、これじゃ私は話し合いでからないと、また違つたと言われますから……。大体

の基本的考え方は前に申し上げた、この直前に御答弁申し上げたような考え方です。

○賀屋國務大臣 できるならばと見せていただきます。

○濱野委員長 どうです。大体両方の

気持ち、両方の考え方は……。

○横山委員 合いません。ああいうあ

いまいな態度はないのです。自分の

言つたことは二度と言わないといふ

かな態度がどこにありますか。私も率

直に聞いて、何べんも大臣が言い間違

いがあつたら言つてください、それな

ら私の言ふことも撤回して大臣がどう

ぞ言つてください、こう言つてているの

に、さつき言つたことばを二度と練り

返す気持ちはないと言ふなら、議事録

をいただきまます。

○濱野委員長 ちょっと速記をとめ

て。

〔速記中止〕

○濱野委員長 速記を始めていたしま

す。本日の議事はこの程度にいたしました。

次会は来たる二十六日開会すること

とし、本日はこれにて散会いたしま

す。

昭和三十九年三月三十日印刷

昭和三十九年三月三十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局